

秋田市告示第249号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年8月3日

秋田市長 沼 谷 純

1 名称

上通平成会

2 規約に定める目的

この会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持および形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 八柳神明神社の維持管理および祭事に関すること

3 区域

この会の区域は、秋田市外旭川八柳二丁目3番5号、3番17号、3番62号、3番66号、4番27号（アパートを除く。）、4番33号、4番36号、5番50号、14番16号、14番32号、14番35号、外旭川字松崎78番地、85番地1、94番地、99番地、100番地、121番地、外旭川字四百刈13番地、39番地および外旭川八幡田一丁目11番32号の区域とする。

4 主たる事務所

この会の事務所は、会長宅に置く。

5 代表者の氏名および住所

三 浦 伸一郎

秋田市外旭川八柳二丁目14番32号

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無および職務代行者の選任

の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

9 認可年月日

令和8年8月3日